●基本施策 3 安心して暮らすための生活支援の充実

取組方針

(1)総合的な相談支援体制の充実

実施事業

● 地域包括支援センター事業

● 生活困窮者自立支援事業 (ハートフルサポート) (他3事業)

社協の役割(共助)

相談者の実態を把握し、適切な助言、必要な援助を行います。(他2項目)

取組方針

(2)福祉サービスの充実

実施事業

● 介護保険サービスの実施

● 福祉人材センター事業

(他 6 事業)

社協の役割(共助)

NPO、ボランティア、その他の地域資源との連携を図り、地域で安心して生活できるようサービスについて広報、周知を図ります。(他3項目)

取組方針

(3) 人権尊重の社会づくりの推進

実施事業

● 日常生活自立支援事業(あんしんサポート)

● 権利擁護入門講座

●市民後見人養成講座

(他2事業)

社協の役割(共助)

認知症高齢者や障がい者が福祉サービスを利用する支援として、「日常生活自立支援事業」を充実させます。(他 6 項目)

取組方針

(4) ひとにやさしいまちづくりの推進

実施事業

● 障がい者コミュニケーション支援事業

● 奉仕員等養成事業

(他8事業)

社協の役割(共助)

必要な移動手段を持たない高齢者や障がい者を支援するため、外出支援 サービス事業を充実します。(他 6 項目)

取組方針

(5) 生活支援の充実

実施事業

● 福祉サービス利用援助事業

● 就労準備支援事業≪新規≫

(他5事業)

社協の役割(共助)

関係機関との連携を図り、地域のニーズを把握し適切な支援を行う。また、地域の実情にあった方策について検討し、制度の狭間を埋められるような事業展開を行います。(他4項目)

取組方針

(6) 身体とこころの健康づくり

実施事業

● 南相馬市健康福祉まつり

社協の役割(共助)

各種団体等が健康増進に関するイベントを開催する時に、社協の施設を貸出します。(他5項目)

南相馬市地域福祉活動計画 概要版

2019年3月

全 社会福祉法人 南相馬市社会福祉協議会

〒975-0011 南相馬市原町区小川町322-1 TEL 0244-24-3415

第3次

再相馬市地域福祉活動計画

— 基本的な考え方(基本理念)

地域のだれもが安心して暮らせる 福祉のまちづくり

計画概要

●地域福祉とは

地域福祉の目的は、高齢、障がい、その他のさまざまな事情から福祉サービスを 必要とするようになっても、誰もが自分らしく、誇りをもって、まちの一員として 普通の生活を送ることができるようになることです。

地域福祉の実現には、一部の福祉関係の専門機関だけでなく、ボランティア活動 やまちづくりに取り組む市民の方々、保健・医療、住宅、建設、商工業にたずさわ るさまざまな専門家、団体の方々など、多くの人の協力が必要です。

●計画期間

2019年度~2022年度の4年間

●「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」

「地域福祉計画」: 社会福祉法に基づき行政が策定する地域福祉の "総合的な計画"です。

「地域福祉活動計画」: 社会福祉協議会が策定し地域住民と共に進める"実行的な計画"です。



●計画の体系

地域福祉活動計画

地域福祉計画

地域のだれもが安心して 暮らせる福祉のまちづくり 健康で安心して暮らすことが できるまち、南相馬

基本施策

1 市民の相互協力による 福祉のまちづくりの推進

2 地域福祉を支える基盤の確立

3 安心して暮らすための 生活支援の充実

(1)地域での支えあい・ふれあい活動 の推進

- (2)社会参加の促進と生きがいづくり(3)地域の見守り活動の推進
- (4)災害時における市民相互支援ネットワークの構築
- (1)社会福祉協議会や地域組織、事業者などとの連携
- 活動の推進 (3)支えあい・助けあう福祉意識を育む

(2)福祉ボランティア活動の充実・NPO

- (4)地域包括ケアシステムの推進
- (5)子育で環境の充実

(1)総合的な相談支援体制の充実

- (2)福祉サービスの充実
- (3)人権尊重の社会づくりの推進
- (4)ひとにやさしいまちづくりの推進
- (5)生活支援の充実
- (6)身体とこころの健康づくり

計画の基本施策と取組方針

●基本施策 1 市民の相互協力による福祉のまちづくりの推進

取組方針

(1)地域での支えあい・ふれあい活動の推進

実施事業

- ふれあいサロン助成事業
- 福祉基金助成事業

(他5事業)

社協の役割(共助)

地域住民が、地域で実施する交流会などについて、活動しやすい環境を整備します。(他4項目)

取組方針

(2) 社会参加の促進と生きがいづくり

実施事業

- 高齢者ふれあい交流会
- 障がい者社会参加促進事業

(他5事業)

社協の役割(共助)

各種講座の開催等、多様な学習の場を作ります。(他3項目)

取組方針

(3)地域の見守り活動の推進

実施事業

- 地区福祉委員会推進事業
- 児童館児童センター・地域交流事業≪新規≫

(他7事業)

社協の役割(共助)

見守り活動、サロン活動等を推進するために、多様な主体による取組みの 参画と、活動支援を行います。(他 4 項目)

取組方針

(4) 災害時における市民相互支援ネットワークの構築

実施事業

- イザ!カエルキャラバン!!(子ども向け防災・減災教育事業)
- 災害時の要配慮者支援事業

(他2事業)

社協の役割(共助)

行政と住民組織との情報を共有し、災害時要配慮者マップの作成や避難訓練の実施等を支援します。(他3項目)

●基本施策 2 地域福祉を支える基盤の確立

取組方針

実施事業

- (1) 社会福祉協議会や地域組織、事業者などとの連携
- 社協だより「オレンジハート」発行事業
- ホームページ運営事業
- 地域福祉懇談会
- 社会福祉法人連携事業
- 子ども向けリーフレット発行事業 ≪新規≫

(他 6 事業)

社協の役割(共助)

地域の意見や要望を事業に取り入れられるよう話し合いを実施します。 (他 6 項目)

取組方針

(2) 福祉ボランティア活動の充実・NPO活動の推進

実施事業

- ボランティア養成講座
- サマーショートボランティアスクール
- ボランティアセンター運営事業「みなみそうま市民ふくし大学(ボランティア学園)」

設置・運営事業≪新規≫

(他6事業)

社協の役割(共助)

ボランティア活動の担い手やボランティアリーダーを養成し、多くの市民 が様々な分野で活動できるよう、現在の講座等の体系を見直します。 (他 7 項目)

取組方針

(3) 支えあい・助けあう福祉意識を育む

実施事業

- 福祉教育の推進事業(出前講座)
- ●生活サポート事業(仮称)≪新規≫

(他13事業)

社協の役割(共助)

子どもから大人、行政や地域組織(行政区・NPO・企業等)を巻き込み、「地域」をステージとした住民参加型の生きた「福祉教育」を実践します。(他7項目)

取組方針

(4)地域包括ケアシステムの推進

実施事業

- ●地域包括支援センター事業
- 福祉対象者動態調査事業

(他1事業)

社協の役割(共助)

様々な相談に対応できるよう、関係機関とのネットワーク体制を強化します。 (他 2 項目)

取組方針

実施事業

(5) 子育て環境の充実

放課後児童健全育成事業(・仲町児童センター・高平児童館)

● ファミリーサポート事業

- なないろサロン
- 子どもニコニコ元気塾

(他7事業)

社協の役割(共助)

地域や学校と連携を図り、保護者の就労と子育てを支援します。 (他3項目)

